

H - 95

# 民意は検察権力の上に立つ

これは、裁判員制度によつて裁判に民意が導入されたものと、同じくらい大きな変革だ。裁判員制度は、英米の陪審員制度を日本風にしたものといつてよいが、検察審査会による強制起訴の導入は、アメリカの大陪審制度を取り入れたものといえる。ある事件を起訴するかどうかは、抽選で選ばれて陪審員これが起訴

小沢一郎の強制起訴で、日本の司法制度は大きく変わった。日本では、起訴の権限を検察官が独占していた（起訴独占主義）。しかも検察官はその権限を恣意的に行使してよかつた（起訴便宜主義）。そこに検察官の絶大な権力の源泉があった。それがつぶされ、検察の恣意的な検査権行使に市民がノーをいふことになった。

立花 隆さん

説書場・シナリオ



40年生まれ。東大大学院  
情報学環特任教授。74年、  
文芸春秋に「田中角栄研究」を発表。  
時事問題から  
先端科学まで手がける。

—高波淳撮影

この事件の前半は、捜査現場の検事たちと、検察上層部の検事たちとの間で、小沢起訴をめぐりて、激しい論争があった。「絶対勝てる」という120%の証拠が必要」とする検察上層部と、この程度で証拠は十分、あとは法廷で争い裁判所の判断を仰ぐべきだとする現場の検事たちの主張が正面からぶつかり合った。

最終的に検察上層部の意見が勝ち「不起訴」になった。今回の検察審査会の議決は、捜査現場の検察官たちの主張とほぼ同じ。彼らの逆転勝利ともいえる。

検察がなぜこれまで検察審査会の「起訴すべし」の議決を受けて再捜査しても結論を変えなかつたのか。検察には「同一体の原則」があり、一度決定を下すと他の者がそれを変えられないのだ。再捜査は形式に終始し、形式的結論を出されるをえなかつた。検察審査会の強制起訴によって事件はようやく原点に戻つた。

事件のポイントはただ次の一点にかかわる。政治資金収支報告書の不実記載は全部小沢の秘書たちが勝手にやつたことで、小沢は何も知らなかつたのか否かである。強制起訴の議決がいつのように、小沢が何も知らなかつたはずがないといふ証拠と傍証は山のようにある。これは起訴しない。ほうがおかしい。あとは本気でやる気がある弁護士たちが検察官を代行し、補充捜査をつづけたりたつてで裁判にのぞむことだ。(寄稿・敬務略)